

I. 遺族が県に損害賠償を求めた訴訟に関する和解について

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、四つのテーマについてお尋ねします。

最初は、今回の定例会の知事提出議案である「和解に関する議案」についてお尋ねします。

【事案の概要】

この議案は、去年 9 月、知事が支部長を務める地方公務員災害補償基金岐阜県支部が、自死された県の職員について、「強度の業務による負荷があった」「長時間労働による精神疾患」を原因として公務災害認定をしたことに関するものです。認定の根拠は、「災害発生前の一月に 9 6 時間 4 9 分と多くの残業を行っていた」「上司から被災職員には、『基本的には業務に関連した発言であったが、一部に本人の性格や人間性を否定するような発言があった』。」というものでした。ご遺族は去年 2 月に、県に対し総額 1 億 6 5 3 万円余りの損害賠償請求を岐阜地方裁判所に提訴し、公判を重ね、裁判所から和解の勧めとなったものです。

和解というものの、組織マネジメント上、いくつかの指摘をせざるを得ません。

【指摘 1】

まず、被災職員が受けたとされる「性格や人間性を否定するような発言」についての県の認識と、これまで、そして今後の対策です。

これまでの報道によれば、県は「不適切な指導はあったが、パワーハラスメントはなかった」と答えているようですが、県が関係者に行った事情聴取の内容などからはこういった言動が伺えます。

職場のパワーハラスメントについて、厚生労働省による定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」となっています。現場で起きたことをパワーハラスメントと認識しなければ、今後の対策などに生かしません。

また、この事故が起きるまでは、職員の懲戒規定にはパワーハラスメントが項目にないなど、パワーハラスメントに対する認識が甘く、対策を放置してき

たことが、この事案を未然に防ぐことができなかつた一因ではないか、と思います。職員が亡くなったあと、県は平成 26 年 4 月にようやく「パワーハラスメントの防止等に関する指針」を策定しましたが、その内容については 苦情処理委員会等の設置がないなど、十分とは言えないのではないのでしょうか。また今年 7 月に全職員を対象にしたパワーハラスメントのアンケートを実施していますが、まだまだ十分とは言えません。

【指摘 2】

次に、長時間労働に関わるマネジメントが出来ていたかという点です。訴状によれば、亡くなる前数ヶ月は、120 時間以上の時間外労働が続き、また公務災害補償基金の認めた内容でも、災害発生前 1 か月に 96 時間 49 分という多くの時間外労働があったとされています。また、和解金内訳でも未払いの時間外手当が指摘されています。

時間外勤務縮減、実績支給に対する対策として、職員が自ら退庁時間を記載する退庁簿を作成していますが、被災職員は実際の退庁時間よりも早い時間を記載していたことなどもあり、実際の退庁時間はパソコンのシャットダウンの時間などから確認できたそうです。つまり、時間外勤務の実態などの労務管理が、全く出来ていなかったことになります。

時間外勤務手当の実態については、岐阜県職員組合が、毎年行っているアンケート調査によれば、約 5 割の職員が時間外勤務手当が実績支給されていないという結果が出ています。また岐阜県人事委員会も毎年のように時間外縮減対策等について言及しています。

【指摘 3】

三点目になります。今回の和解の事案については、実は最も大きな原因は適正な職員定数の確保と、その配置の仕方にあると考えられます。

岐阜県職員の定数は、人口 10 万人あたりの職員数を見ても、人口同規模県のうち政令指定都市を保有する県を除けば 2 番目に少なくなっています。公共サービスは、年々多種多様化し、現場の仕事は増加の一途となっています。被災職員は平成 24 年 4 月から、県の重要プロジェクトである施設建設の担当となったのですが、担当職員は当初わずか 3 人、その事業費などから見ても十分とは言えないなかで従事していました。その業務量の多さから半年後に職員を 1 名増員したものの手遅れであったと言わざるを得ません。折しも国体が開催

され、多くの県職員が国体業務に割かれてしまっていた時期と重なります。

上司にしても、少ない職員、限られた時間の中で焦りなどがあり、結果としてそのような言動につながってしまったのではないかと推測されます。適切な職員数の配置を行わなかった責任は重いと言わざるを得ません。

【指摘 4】

以上のように考えると、今回の事案の総合的な責任はどこにあるのでしょうか。和解案の額を見ますと、裁判所は県の大きな責任を認めていると言っているかと思えます。議案では「裁判所から和解の勧めがあったので」と主体性に欠けるような書き方をしています。「あったので」和解するのではなく、本来、県として主体的に検討した結果として和解をする、もののはずです。二度と繰り返さないためには、真摯な検討を元に組織のトップが今回の事案に対する責任を認め、今後のパワハラ対策、時間外勤務削減などの方向性を明確に示すことです。また今回の事案に関し、ご遺族に対しての謝罪など、県はどのような対応を取ってきたかも問われます。

そこで知事に二点お尋ねします。

1) 一点目に、先に申し上げました通り、実効性のある再発防止策を講じさせるためには今回の事案が起きた原因をしっかりと究明し、責任の所在をはっきりさせる必要があるかと思えます。上司がとったとされる行動や県による時間外勤務の労務管理が適切であったか、ということを含め、原因をどう捉えているのか、知事としてのご所見をお伺いいたします。

2) 二点目に、このような事案が二度と起きないよう万全の再発防止策を講じる必要があるかと思えます。今後、パワハラ対策や職員の負荷軽減、労務管理をどのように行ってゆくお積りなのか。また組織のトップとして、知事は責任の所在はいかがお考えか、お伺いいたします。

Ⅱ. 地域医療構想・診療報酬改定を見据えた来年度以降の医療政策について

【厳しさを増す財政】

続いて、策定中の地域医療構想と来年度の診療報酬改定を見据えた来年度以降の医療政策というテーマで、いくつかお尋ねします。

財務省の財政制度等審議会は、先月「2016年度予算編成に関する建議」を財務大臣に提出しました。社会保障関連では伸びを、確実に高齢化による増加分の範囲内である500億円弱にしてゆくことを求め、診療報酬のマイナス改定を強く求めました。国の財政や経済の動向などを考えれば、抑制という論理は避けられない、とするものです。しかし、高齢化の進展から社会保障費とりわけ医療と介護の費用を過度に抑えることは出来ず、矛盾に陥っていると言っている状態です。

【地域医療構想】

こうしたことから医療と介護の提供体制を見直し、在宅への移行を進めることで支出を抑えようというのが地域医療構想の狙いです。前々回の質問でも触れましたが、2025年、つまり団塊の世代が皆75歳以上となる年を一つの目途にして、現在の急性期中心の病院機能から在宅のお年寄りを支援する役割を増やしてゆこうとする計画、目標です。現在全国の都道府県では策定作業を行っており、岐阜県は早いペースで進めていて今年度末の策定を目指しているということです。この地域医療構想は、二次医療圏、つまり都道府県をいくつかのブロックで分けた医療圏毎にまとめられ、岐阜県では▽岐阜、▽西濃、▽中濃、▽東濃、▽飛騨、の五圏域で、それぞれ調整会議が持たれ、医師会や看護協会、自治体の関係者などが協議を進めています。

【課題① 地域包括ケアの必要性】

地域医療構想のなかで、全体として入院から在宅の比重を増やしてゆく方向性がとられています。コストのかかる入院や急性期から移行させる狙いです。しかし介護保険制度に関わるものを含めた様々な施設整備や人材の確保育成は欠かすことが出来ず、これらを伴わなければ再び家庭の介護・看護の負担が増え、それこそ介護離職がますます増えてゆくことでしょう。地域包括ケアシステムの一層の整備が必要です。

【課題② 重症心身障がい、精神障がいの地域移行】

また重症心身障がい児者、精神障がいのある人についても在宅移行への方向

性がより強まると予測されます。重症心身障がい児者につきましては、どうしても家族で看ることが出来ない場合に応じられる、入院出来る医療機関が不十分という問題は今もあります。岐阜県内においては、在宅の方々のご家族を支える体制はこの数年間で飛躍的に整備が進んだと言えるでしょう。県の補助制度を活用して、レスパイトケアを提供する一時預かりが出来るクリニックも岐阜市や本巣市などに出来てきました。いよいよ完成する県立総合医療センターの障がい児病棟では重症心身障がい児者＝成人も含めた短期入所も予定され、医師看護師のスタッフの研修も進められています。

しかし、広い県内ではこうした施設はどうしても偏りがちで、かねてから議会でも指摘され続けてきた飛騨、東濃といった地域での一時預かりを中心とした在宅の重症心身障がい児者の支援体制の充実も必要と思われれます。

また 2 年前に始まった重症心身障がい児者を医療機関が一時預かりする場合の上乗せ補助金も、三年間の事業としての節目が来るわけですが、その実績と成果、そして利用者の声を反映させながら今後、こうした事業をどう展開するのも問われてきます。利用者からは上乗せ補助が仮になくなった場合、一時預かりサービスを行う施設が減るのではないかという懸念がありますので、継続するのか、または発展したかたちで取り組むのかという今後の姿を描く時期に来ています。

【課題③特定看護師】

地域医療構想でどのような姿の医療提供体制を描いても、求められるのは医師の不足偏在への対応、看護師不足への対応です。これも前々回の質問でお尋ねした看護師の特定行為研修制度ですが、もう一度振り返ってみます。「特定行為」とは厚生労働省が医道審議会で検討して定めた 38 の行為をいうもので、これらの行為のなかには以前もお話したように医療的な知識や経験も必要とされる相当高度なものも含まれています。また当初は救急医療への対応として始まったはずの制度ですが、訪問看護つまり在宅医療に関わるものと思われる点があります。在宅への方向性が強まるにつれて、特定分野における医療行為が出来る看護師が求められるようになるのではと予測します。

ところが全国で研修が始まったのは今年 10 月からですが、全ての項目を研修できる施設は一桁に留まり、岐阜内ではまだスタートしていません。厚生労働省医政局は 2025 年までに 10 万人を越える看護師を育成すると言っているので、これから全国で毎年 1 万人以上の研修をしなければなりません。果た

してこれが出来るのでしょうか。看護師を出す側の医療機関としても繁忙な現場を抱え、看護師を研修に出せる余裕もないとも聞きます。前々回の質問に対するご答弁では県内に研修施設が一か所はあったほうが望ましいとして、岐阜大学医学部附属病院に協力してもらおうとしたご答弁がありました。来年度に向けて、まとまった人数の研修が進められるような後押しをする取り組みが必要だと思います。

こうした課題について、地域医療構想を踏まえた政策が取り込まれるスタートとなる来年度に向けてどのようなことを考えておられるのか、健康福祉部長にお尋ねします。

- 1) 地域包括ケアシステムを県内に広く整備するために、現状で課題をどうとらえ、今後どのような取り組みに力を入れてゆくのでしょうか。
- 2) 二点目として、在宅の重症心身障がい児者の支援について、
 - ▽まもなくオープンする岐阜県総合医療センターにおける支援体制はどのようになるのでしょうか。
 - ▽また重症心身障がい児者の一時預かりをした場合に医療機関に支払われる上乗せ補助金の今後をどのように考えているのでしょうか。
 - ▽現状、岐阜圏域以外ではまだまだ手薄な重症心身障がい児者の一時預かりに対応するため、どのように施設を増やしてゆくのでしょうか。
- 3) 三点目として、看護師の特定行為について、研修を増やしてゆくために来年度県としてどのような事業をしてゆくお積りでしょうか。

Ⅲ. 「岐阜県図書館のこれからについて」

【質問の趣旨】

次に岐阜県図書館のこれから、というテーマで質問します。前回の定例会でも渡辺県議と山本県議、今回は野村議員から重要な指摘がありました。岐阜市の新図書館「メディアコスモス」のオープンが議論の発端です。こうした公立図書館のあり方を巡る議論は、いま全国各地で沸き起こっているホットなテーマです。

【公立図書館を巡る議論】

全国的な議論の一因には、佐賀県の武雄市立図書館があります。音楽映像ソフトのレンタルと販売の大手事業者が指定管理を受け、世界的なチェーンのコーヒーショップが入り、全国から注目を集めました。「図書館がまちをつくる」と称賛を浴びて全国からの視察が相次ぎ、岐阜県議会でも特別委員会で視察しました。しかし、図書選定の不適切さや、入館者数の伸びに比べて図書の貸出数は伸びていなかったことなど、マイナスの面が表面化。当時の市長が指定管理業者の関連会社の役員に収まったこともあって、冷ややかな目でも見られています。この指定管理業者が関わる各地の公立図書館でも運営を巡り議論が起きており、愛知県小牧市では住民投票まで行われました。これらは地域おこしの観点からの、公立図書館の議論と言えます。

そもそも、こうした公立図書館を巡る議論のなかで、都道府県図書館と市町村図書館とを巡る議論には、いわゆる二重行政的な批判も伴っていました。一般的には住民に身近な市町村立図書館に対し、「都道府県図書館は市町村図書館の支援に重きを置くもの」という消極的な役割も唱えられることもあります。その反面、住民にとっての課題解決のツールとして、あるいは専門性の高い調査研究の拠点ということで、広域行政としての都道府県図書館の役割を評価する意見も出ています。

【課題解決型の特徴ある図書館】

この分野で全国的に評価を高めているところもあります。著名なところで挙げられるのは鳥取県立図書館です。総務大臣も歴任した片山善博（かたやま・よしひろ）元鳥取県知事が「図書館は民主主義の『知の砦』」として、住民の知的インフラとしての図書館の役割見直しを進めたのがスタートということで、年間一億円を超える図書購入費を計上しています。特にはっきりと打ち出して

いるのがビジネス支援。起業や新商品開発などの情報を充実するとともに、司書にもビジネス支援のための研修を受けてもらっているということです。

近いところでは多治見市図書館も陶磁器資料コレクションで、地域の産業支援に力を入れていることが評価され、先日、今年のライブラリー・オブ・ザ・イヤーを受賞しています。

【具体例】

特に私が、住民の課題解決機能を高めたものとして例として挙げたいのが、長崎市立図書館です。「長崎市はがんによる死亡率が高い」という課題の解決に結びつけるために、2008年に新しくなったこの図書館では、「がん情報サービス」を提供するようになりました。長崎市内に県の図書館がないこともあって、長崎県福祉保健部や地域の医療機関と連携して、がんに関する書籍の収集や、がんに関するレファレンスサービス、市民講座の開催、相談を医療機関につなぐことなど、図書館としての機能を核として住民の医療・健康に関する情報収集のお手伝いをしています。

これに近い事例では、昨年県議会の厚生環境委員会で視察をした山形県鶴岡市にある慶応義塾大学先端生命科学研究所「からだ館」、これは大学研究所内の図書館に併設されたものですが、鶴岡市なども運営に関わっています。地域の住民に、書籍などを通じたがん情報の提供をするとともに専門性の高いスタッフを置き、健康相談を受けたり、市民講座などを通じた学ぶ場を作ったり、ピアサポートの場としたりと、総合的な健康に関するステーションとなっていました。

県民共通の課題と言ってもいい健康政策、とりわけがんに関わるということでは、健康福祉部などとも協力しながら広域行政として取り組む意味のあることです。また県内の市町村図書館だけでなく、教育機関や研究機関に対しても、専門性の高い資料を提供することで貢献することも出来ます。県立の看護師養成専門学校で資料購入の予算が限られるという悩みを聞いていますが、県図書館ならば支援も出来るというものです。

【まとめ】

「無料貸本屋」として揶揄されることもあった公立図書館を、住民の創意工夫を容れながら、住民のための情報の集積地や調査研究の拠点といった「知の拠点」さらには「公共の場」として姿を変えることが、このように各地で行われています。これらは、今さかんに言われている地方創生とか、あるいは地域

主権といった取り組みであり、住民を含めた自治そのものとも言えると思います。県立図書館の役割、機能を高めることで自治の力が高まることとなります。そこで教育長にお尋ねします。

- 1) まず、岐阜県図書館の運営形態について、特色ある図書館づくりを目指すということですが、運営形態に指定管理制度を導入する考えがあるのか、また、図書館の命である司書などの人員体制、そして図書購入費の確保についてどのように考えているのですか。
- 2) 二点目に、市町村図書館の支援に留まらない、県内の教育研修機関や試験研究機関などへの図書資料貸出といった連携をいかがお考えですか。
- 3) 三点目に、例を挙げさせていただきましたが、健康医療情報に関する県民の調査や習得を支えるためのサービス提供について。来年度以降、どのようにしようとお考えですか。

IV. I A M A S について

【デジタルとリアル】

最後に、I A M A S = 情報科学芸術大学院大学のこれからをテーマにお尋ねします。

「リアルとデジタルがタイムラグなしで結びつき始めた」、NTTデータの岩本社長がこのように表現しています。今年夏の「IT JAPAN 2015」での講演のなかで述べたことです。センシング技術、つまりセンサーを使って体の動きをデジタル情報としてとらえ、活用する。オートノミー、つまり機械がネットから様々な情報を与えられ、人間の判断を介さずに自律的にアクションをとる。など、我々のリアル＝現実がデジタルと融合し大きな変革を起し、それがIT業界のみならず私たちの暮らしのなかに浸透しつつあることを強調しました。

リアルとデジタルの融合の時代を迎え、I A M A S の役割、そして研究に改めて注目しています。

【このところの I A M A S】

I A M A S について改めて振り返りますが、1996年、専修学校の岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーとして設立され、アート&メディアラボ科、マルチメディアスタジオ科が設置されました。2001年に、いまの情報科学芸術大学院大学メディア表現研究科が誕生、翌年アート&メディアラボ科は廃止されました。そして2011年度に県のアクションプランでアカデミーは歴史を閉じ、昨年四月にキャンパスをいまのソフトピアジャパン地区に移転しています。紆余曲折はあったものの、特定分野の専門的な公立の教育研究機関として、現在に至ります。

建学の理念には「先端的技術と芸術的創造との融合を理念に掲げ、新しい文化を発信する教育機関として、また情報社会のなかでの新しい表現者の養成拠点とする」とあります。近年は特に地域の産業との連携に力を入れてきました。そのなかのコア・ブースター・プロジェクトは地場産業と情報産業とでチームを作り、I A M A S の研究室が中心となってビジネスにまとめあげるものです。ビジネスの支援に加え、研究のなかには本巣市根尾の集落に入り、地域の方々と交流しながら活動の拠点をつくったり廃校の活用などを通して持続可能な地域づくりを模索するという、デジタルやメディアアートと地域おこしをつなげ

る取り組みもあります。

【可能性】

設立から来年で二十年、「リアルとデジタルがタイムラグなしで結びつく」時代において、その意義は重要であり、メディアアート、つまり芸術の分野にとどまらず、産業、生活、地域振興など様々な分野に I AMAS の可能性は広がっていると思います。この節目を契機に、I AMAS の研究を県民により周知し、身近なものとして認識してもらおうとともに、さらなるビジネスとのコラボレーションや地域おこしなどの活動との協働を深める取り組みが必要だと思います。今月 19 日から開催される岐阜おおがきビエンナーレのように地道に続けられているイベントなど、I AMAS の対外的なイベントは様々に実施されていますが、その活動が県民の皆さんに十分に伝わっているとはいえないと思います。このため、例えば、岐阜県美術展が刷新され、全国の若手芸術家を対象とする企画公募展の開催が新たに決まりましたが、このようなイベントを通じて I AMAS の活動の周知を図るのも一つのアイデアだと思います。

そこで商工労働部長にお尋ねします。

- 1) I AMAS が来年創立二十周年を迎えるにあたって、その役割と取り組みを改めて県の内外に知ってもらう事業について、いかがお考えでしょうか。
- 2) そしてメディアアート・情報文化を活用したビジネスの支援や地域社会活性化など、今後の研究の在り方についてどのようなことを考えているのか、お聞かせください。

以上、大きく四つのテーマについてお尋ねしました。真摯なるご答弁を願って終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。